

令和 8 年度農林水産省行政事業レビュー  
公開プロセス対象候補事業の概要  
目次

※各事業の番号は、資料 2 における番号と同一のもの。

1	地域の持続的な食料システム確立推進支援事業	・・・p.	2
2	食品アクセス総合対策事業 (令和 6 年度当初：食品アクセス確保対策推進事業)	・・・p.	3
5	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち 畜産情報活用強化対策	・・・p.	5
6	集落営農連携促進等事業	・・・p.	7
7	農村整備事業	・・・p.	9
8	国益に直結した国際連携の推進に要する経費 (戦略的国際共同研究推進事業)	・・・p.	12
9	木材需要の創出・輸出力強化対策	・・・p.	14
10	海業振興支援事業	・・・p.	16
11	中堅外食事業者資金融通円滑化事業【基金事業】	・・・p.	18

# 31 持続的な食料システムの確立

【令和7年度予算概算決定額 145（-）百万円】  
 （令和6年度補正予算額 4,721百万円）

## <対策のポイント>

持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する**食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等**を支援します。また、食品企業による**産地連携**や製造現場の**自動化、資材標準化等**による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

## <事業目標>

- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件 [令和11年度まで]）
- 食品企業と産地が連携したモデル的取組の創出数（9件 [令和9年度まで]）

## <事業の内容>

**1. 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築** 56（-）百万円  
 【令和6年度補正予算額】55百万円

地域の食に関わる産業を先導する食品企業や農林漁業者等が参加する**プラットフォーム**を設立し、専門家派遣のほか、**広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等**を通じて、**食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組**を支援します。

**2. 地域型食品企業等連携促進事業** 66（-）百万円  
 【令和6年度補正予算額】45百万円

- ① 地域食料システムプロジェクト推進事業  
 都道府県が中心となり、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、**食品企業や農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等を支援**します。
- ② 地域型協調領域実証  
 地域の食料システムの持続性向上に資する**地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組**を支援します。

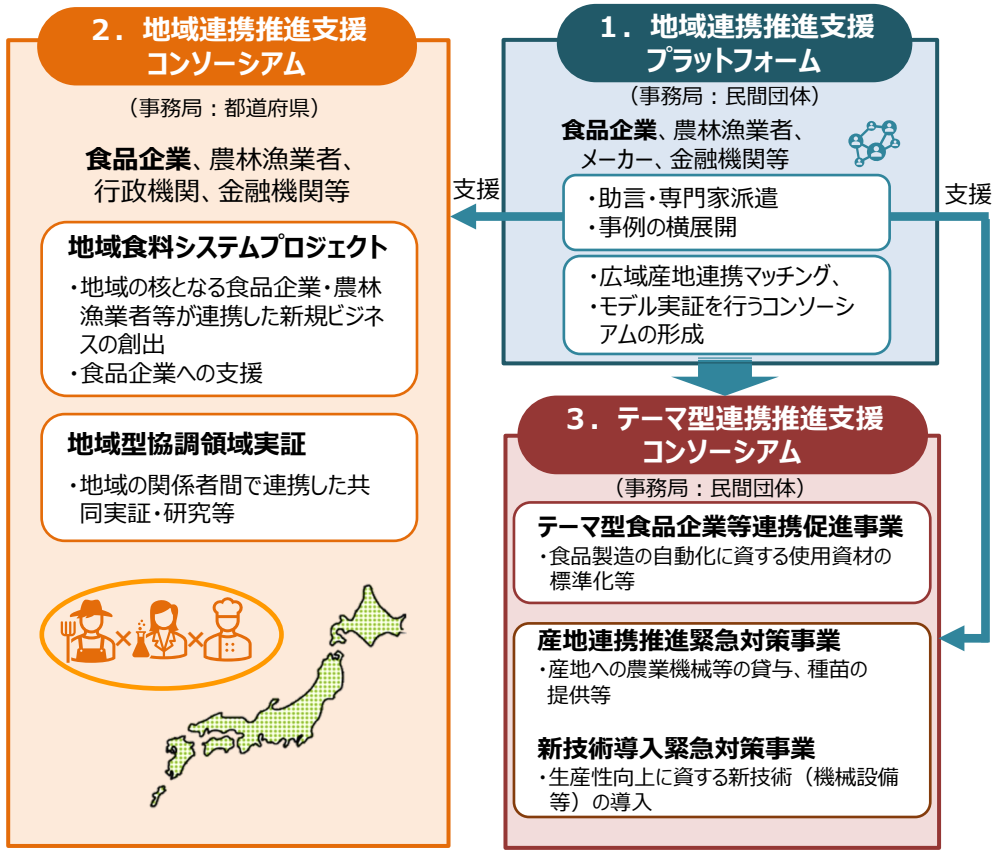
**3. テーマ型連携推進支援** 23（-）百万円  
 【令和6年度補正予算額】4,621百万円

- ① テーマ型食品企業等連携促進事業  
**自動化、資材標準化等**による業界横断的な**生産性向上の取組**を支援します。
- ② 産地連携推進緊急対策事業  
**産地を支援**する取組や産地との連携による**国産原材料の取扱量増加**に伴う機械設備等の導入等を支援します。
- ③ 新技術導入緊急対策事業  
 産地と連携した食品企業の**生産性向上**に資する**新技術の導入**を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



（1、2の事業）新事業・食品産業部企画グループ（03-6744-2063）  
 （1、3の事業）食品製造課（03-6744-2089）

# ○ 食品アクセス総合対策事業

【令和7年度予算概算決定額 124(100)百万円】  
 (令和6年度補正予算額 500百万円)

## <対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

## <事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

## <事業の内容>

### 1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、**地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援**します。
  - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
    - ㊦ 地域の関係者が連携して組織する**協議会の設置**
    - ㊧ 関係者間の**調整役(コーディネーター)の配置**
    - ㊨ 地域における食品アクセスの**現状・課題の調査**
    - ㊩ 課題解決に向けた**計画の策定**
  - イ 地域の体制づくりに向けた**現状・課題の調査・分析**
- ② **相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等**を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

### 2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① **食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大**に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための**専門家派遣等によるサポート**を実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となる**フードバンクや子ども食堂等の立上げを支援**するとともに、**それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化**を図ります。

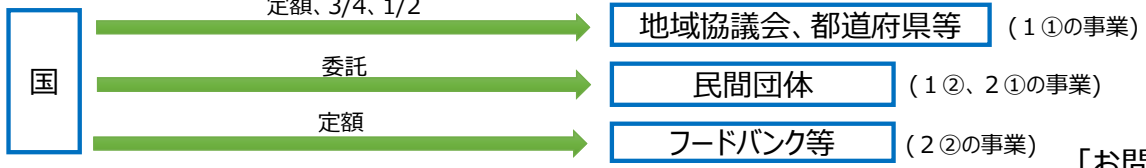
## <事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保



## <事業の流れ>



# ○ 食品アクセス確保対策事業

令和8年度予算概算決定額 15百万円 (前年度 124百万円)  
〔令和7年度補正予算額 600百万円〕

## <対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

## <事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加 (80% [令和12年度まで])
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加 (28,000t [令和12年度まで])

## <事業の内容>

**1. 食品アクセス確保対策事業** 15 (124) 百万円  
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクによる食品提供の質・量の充実にに向けた機能の強化を図ります。

**2. 食品アクセス確保緊急支援事業** 〔令和7年度補正予算額〕600百万円

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援  
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。
- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
  - イ 関係者間の調整役 (コーディネーター) の配置
  - ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
  - エ 課題解決に向けた計画の策定

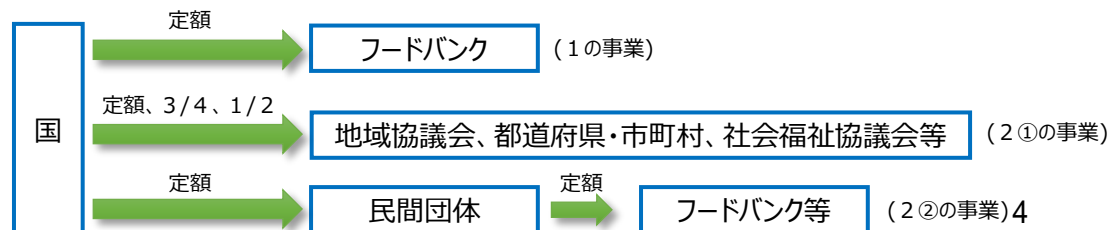
② フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化支援  
地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

## <事業イメージ>



未利用食品の取扱いを拡大  
多様な食料へのアクセスを確保

## <事業の流れ>



# ○ 畜産生産力・生産体制強化対策事業

本事業（「畜産情報活用強化対策」）の該当箇所は赤枠箇所

【令和7年度予算額 774（778）百万円】

<対策のポイント>  
 肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良や牛個体識別番号と関連する生産情報等を集約・活用する体制整備を推進するとともに、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化や和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の支援により、畜産物の生産力及び生産体制の強化を図ります。

<事業目標> [令和5年度→令和12年度]  
 ○ 生乳生産量：732万t→732万t    ○ 牛肉生産量：35万t→36万t    ○ 豚肉生産量：91万t→92万t  
 ○ 鶏肉生産量：169万t→172万t    ○ 鶏卵生産量：248万t→252万t

## <事業の内容>

- 1. 家畜能力等向上強化推進**  
 遺伝子解析技術等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、遺伝的多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。
- 2. 畜産情報活用強化対策**  
 畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制を整備する取組等を支援します。
- 3. 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進**  
 肉用牛生産における生産コストの削減や環境負荷の低減に資する、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化を推進するため、  
 ① 意欲ある生産者団体による先行地調査、実証等の取組  
 ② 早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組を支援します。
- 4. 和牛の信頼確保対策**  
 我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

## <事業イメージ>

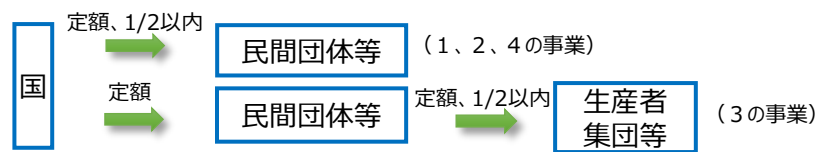
**1. 家畜能力等の向上強化**  
 ・遺伝子解析技術による評価手法  
 特定の能力と関連のある塩基配列をどれだけ多く含むか比較  
 高能力牛と推定  
 ・生涯生産性の向上  
 濃厚飼料の削減につながる乳量変動の小さい牛へ改良  
 エネルギーを稼ぐために大量のエサが必要  
 乳量の変化の大きい牛  
 乳量の変化の小さい牛

**2. 畜産情報活用強化対策**  
 民間クラウド  
 畜産クラウド  
 個体識別情報をキーに畜産関連データを集約  
 牛個体識別台帳システム  
 畜産のビッグデータ等の活用による畜産経営改善支援  
 畜産関係団体  
 ITベンダー  
 その他支援関係者

**3. 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進**  
 ① 早期出荷に向けた生産推進  
 早期出荷に向けた意欲ある生産者団体による実証等を支援  
 ② 早期出荷牛肉の流通促進  
 成分検査、生物・物理検査、官能検査による品質評価及び経営・飼養管理モデル分析を実施  
 育成・肥育  
 肥育期間短縮  
 生産コストの削減  
 環境負荷の低減  
 繁殖農家  
 食肉流通事業者  
 肥育農家

**4. 和子牛の遺伝子型の検査**  
 登記上の父は人気種雄牛  
 しかし、実の父は登記と異なる牛  
 ・国産和牛の信頼低下  
 ・購入者の利益の遺失  
 モニタリング調査を通じ、血統矛盾事案の発生を抑制

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1, 3①、4の事業) 畜産局畜産振興課 (03-6744-2587)  
 (2の事業) 畜産振興課 (03-3501-3777)  
 (3②の事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

# ○ 畜産生産力・生産体制強化対策事業

本事業（「畜産情報活用強化対策」）の該当箇所は赤枠箇所 令和8年度予算概算決定額 784百万円（前年度 774百万円）

**<対策のポイント>**  
 肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良や牛個体識別番号と関連する生産情報等を集約・活用する体制整備を推進するとともに、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化や和牛の信頼確保のための遺伝子型検査の支援により、畜産物の生産力及び生産体制の強化を図ります。

**<事業目標>** [令和5年度→令和12年度まで]  
 ○ 生乳生産量：732万t→732万t      ○ 牛肉生産量：35万t→36万t      ○ 豚肉生産量：91万t→92万t  
 ○ 鶏肉生産量：169万t→172万t      ○ 鶏卵生産量：248万t→252万t

## <事業の内容>

- 1. 家畜能力等向上強化推進**  
 遺伝子解析技術等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、遺伝的多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。
- 2. 畜産情報活用強化対策**  
 畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制を整備する取組等を支援します。
- 3. 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進**  
 肉用牛生産における生産コストの削減や環境負荷の低減に資する、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化を推進するため、  
 ① 意欲ある生産者団体による先行地調査、実証等の取組  
 ② 早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の地域の取組を支援します。
- 4. 和牛の信頼確保対策**  
 我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

## <事業イメージ>

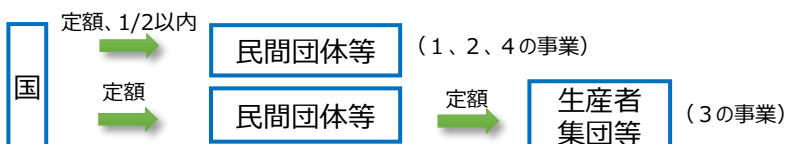
**1. 家畜能力等の向上強化**  
 ・遺伝子解析技術による評価手法  
 特定の能力と関連のある塩基配列をどれだけ多く含むか比較  
 高能力牛と推定  
 ・生涯生産性の向上  
 濃厚飼料の削減につながる乳量変動の小さい牛へ改良  
 エネルギーを稼ぐために大量のエサが必要

**2. 畜産情報活用強化対策**  
 畜産クラウド  
 個体識別情報をキーに畜産関連データを集約  
 牛個体識別台帳システム  
 畜産のビッグデータ等の活用による畜産経営改善支援  
 民間クラウド  
 畜産関係団体 ITベンダー その他支援関係者

**3. 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進**  
 ① 早期出荷に向けた生産推進  
 早期出荷に向けた意欲ある生産者団体による実証等を支援  
 ② 早期出荷牛肉の流通促進  
 成分検査、生物・物理検査、官能検査による品質評価及び販路開拓を実施  
 生産コストの削減 環境負荷の低減  
 繁殖農家 肥育農家 食肉流通事業者

**4. 和子牛の遺伝子型の検査**  
 登記上の父は人気種雄牛  
 しかし、実の父は登記と異なる牛  
 ・国産和牛の信頼低下  
 ・購入者の利益の遺失  
 モニタリング調査を通じ、血統矛盾事案の発生を抑制

## <事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1、2、3①、4の事業) 畜産局畜産振興課 (03-6744-2524)  
 (3②の事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

## <対策のポイント>

地域計画に位置付けられている集落営農の**連携・合併による**、広域展開での**効率的な生産・販売体制の確立**等に向けた取組を支援します。

## <事業目標>

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

## <事業の内容>

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。  
 （支援期間：最長3年、優先枠（将来像が明確化された地域計画の策定地域等）、補助上限額10百万円）

### ① ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の**目指す農業の姿や具体的な戦略**の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。 【定額】

### ② 具体的な取組の実行への支援

ア 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓など**に取り組む経費 【定額】

イ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等） 【定額（100万円上限/年）、最長3年間】

ウ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費** 【定額（25万円）】

エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費** 【1/2以内】

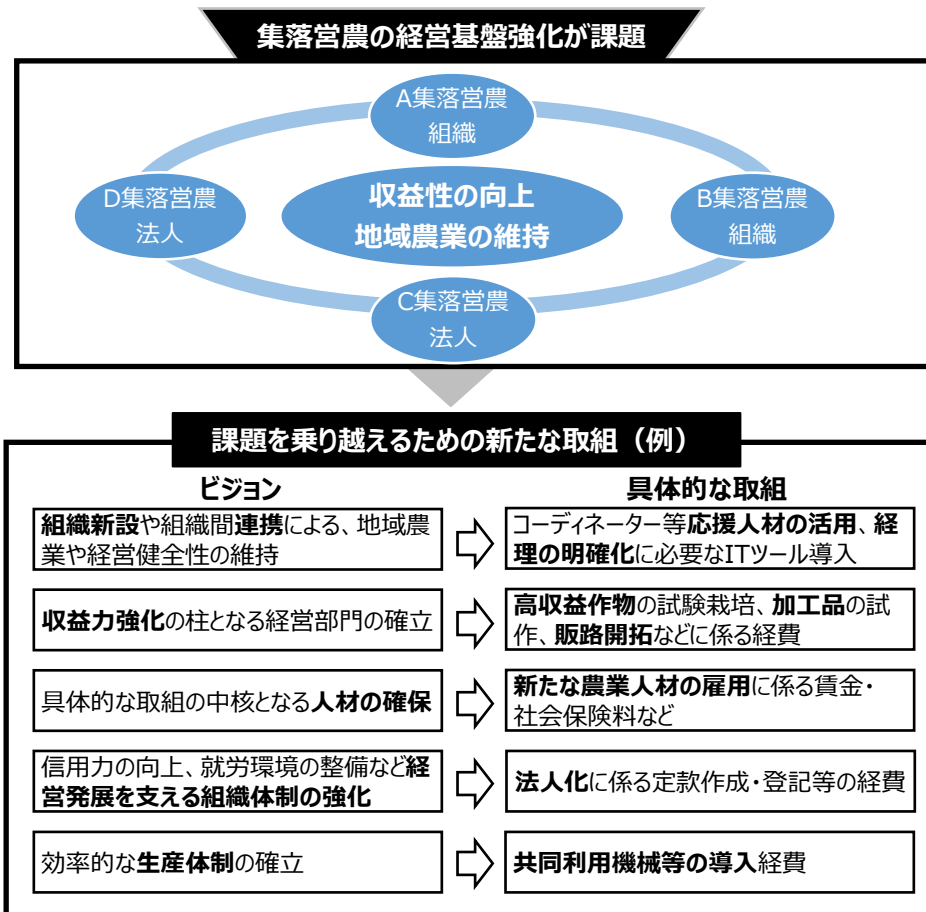
### ③ 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。 【定額】

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



## <対策のポイント>

地域計画に位置付けられている集落営農の**連携・合併による**、広域展開での**効率的な生産・販売体制の確立等**に向けた取組を支援します。

## <事業目標>

担い手への農地集積率向上（7割 [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。（支援期間：最長3年、優先枠（将来像が明確化された地域計画の策定地域等）、補助上限額10百万円）

### ① ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の**目指す農業の姿や具体的な戦略**の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。 【定額】

### ② 具体的な取組の実行への支援

ア 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費** 【定額】

イ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等） 【定額（100万円上限/年）、最長3年間】

ウ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費** 【定額（25万円）】

エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費** 【1/2以内】

### ③ 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。 【定額】

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 集落営農の経営基盤強化が課題



### 課題を乗り越えるための新たな取組（例）

ビジョン	具体的な取組
組織新設や組織間連携による、地域農業や経営健全性の維持	コーディネーター等応援人材の活用、 <b>経理の明確化</b> に必要なITツール導入
収益力強化の柱となる経営部門の確立	高収益作物の試験栽培、加工品の試作、 <b>販路開拓</b> などに係る経費
具体的な取組の中核となる <b>人材の確保</b>	<b>新たな農業人材の雇用</b> に係る賃金・社会保険料など
信用力の向上、就労環境の整備など <b>経営発展を支える組織体制の強化</b>	<b>法人化</b> に係る定款作成・登記等の経費
効率的な <b>生産体制</b> の確立	<b>共同利用機械等の導入経費</b>

## <対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

## <事業目標>

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

## <事業の内容>

### 1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

(施設計画策定事業において、新たに大規模災害を想定した初動体制整備及び施設再編・集約に関する方針を維持管理適正化計画で策定することを支援します。)

### 2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要の農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

### 3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

### 4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

### 5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

## <事業イメージ>

### 農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



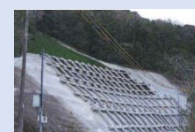
農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設  
(太陽光発電施設)



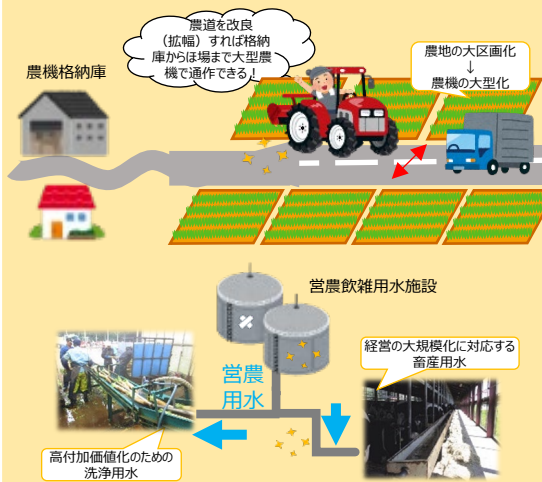
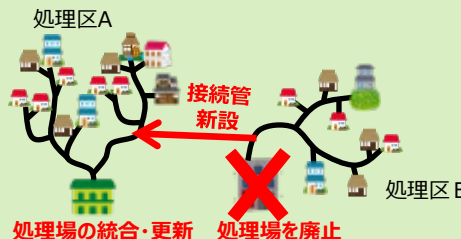
集落防災安全施設  
(土砂崩壊防止施設)

#### 農村インフラの強靱化

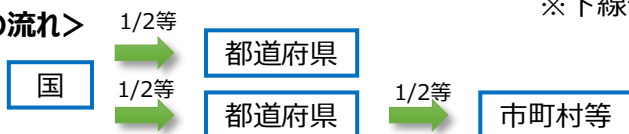
重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等

#### 農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



## <事業の流れ>



# 農村整備事業（計画策定等事業）の拡充

- 農業集落排水施設における大規模災害からの復旧・復興に際して、特に人口減少が著しく、集落が大幅に縮小した地域においては、原形復旧を行うよりも、規模の縮小又は廃止をした方が、維持管理の面で地域の負担が軽減するケースが増加することが予想される。また、大規模災害時の初動体制についても、限られた市町村職員のみでの対応が難しくなっており、全国からの支援者を受け入れる体制を事前に検討することが求められている。
- 復旧・復興に際し、農業集落排水施設の規模縮小又は廃止を行うために必要な地域の合意形成には一定の期間を要する。また、大規模災害が発生してからでは、多くの住民が被災し、避難しているため、復旧にあたっての合意形成を行うことは困難。
- 大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針の検討を必須とすることで、平時からの地域住民の間での話し合いを促し、今後発生することが予想される風水害を含む大規模災害において、農業集落排水施設に係る初動体制の整備及び地域の規模・実情に応じた復旧・復興を効率的に行うことができるよう支援。

## 施設計画策定事業

**目的・ポイント**  
維持管理のコストや負担の軽減  
(①再編・集約、②規模・処理方式の適正化、③省エネ技術、④大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針、⑤その他)  
維持管理費や最適化された保全対策費を更に軽減し、持続的な公営企業経営を実現

**内容**  
維持管理を含む施設現況調査結果を基に①施設の再編・集約、②施設規模又は汚水処理方式の適正化、③省エネルギー技術導入等の維持管理適正化対策、④大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針をとりまとめたもの

**留意事項**  
・①～④の全てを検討  
・検討の省略要件を設定  
例) -経費回収率(維持管理費)が100%以上、自治体がとりまとめた防災計画等に農業集落排水施設が位置付けられている等  
・ハード実施の要件となっているが、経過措置を設定。  
・既に①～③まで作成している場合は、別途④のみ作成できる。

## 平時から大規模災害を想定した応急時等の初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針を検討



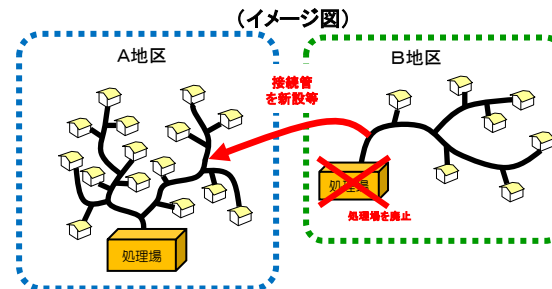
施設計画策定に当たり、平時から大規模災害を想定して、農業集落排水施設に係る大規模災害時の初動体制の整備及び地域の規模・実情に応じた復旧・復興等が行えるよう大規模災害時の初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針を検討必須項目とし、策定を支援。



## 大規模災害時の対応

### ■地域の規模・実情に応じた復旧

平時から、話し合いにより策定した再編・集約方針に沿って、地域の規模・実情に応じた復旧・復興に早期に着手できる。



### ■初動体制の整備

被災市町村の担当職員は、人命救助・確保、避難所運営等の生活支援に追われるため、国や県との連絡体制や全国から訪れる支援者に対して、どのような支援を依頼するか等を事前に検討しておくことで、復旧の初動体制を早期に確立できる。

## <対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

## <事業目標>

- 最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手 (10割 [令和11年度まで])
- 個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手 (10割 [令和11年度まで])

## <事業の内容>

### 1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

### 2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

(河川工事等による補償で造成された農道橋等も対象施設になることを明確化)

### 3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

### 4. 地域資源利活用施設整備事業

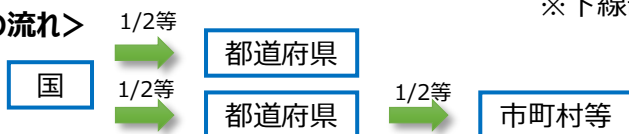
農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

### 5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



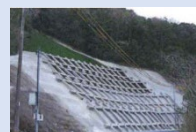
農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設  
(太陽光発電施設)



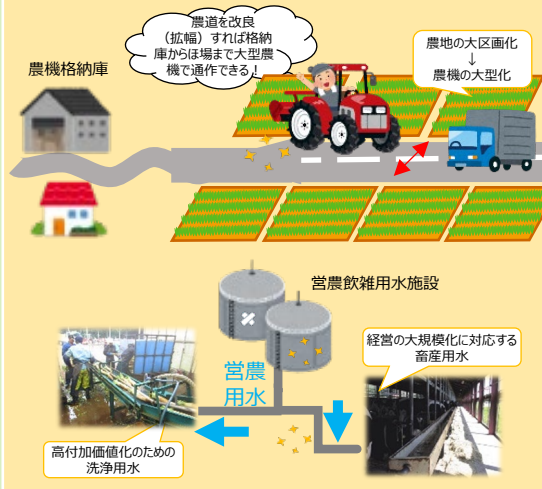
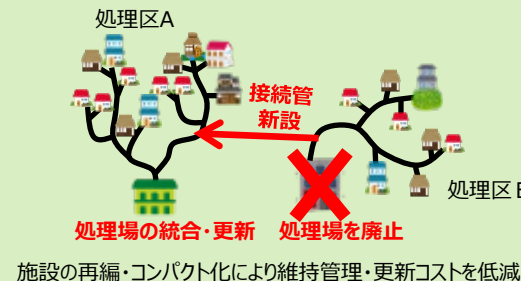
集落防災安全施設  
(土砂崩壊防止施設)

### 農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等

### 農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



## <対策のポイント>

「みどりの食料システム戦略」実現のため、海外の農業研究機関が有する優れた知見や研究材料等を活用し、世界の先端技術や情報を積極的に導入することで、我が国の農林水産業の発展につながる国際共同研究を実施します。

## <事業目標>

社会実装につながる研究成果を創出（フランス等のEU加盟国と6件以上〔令和8年度まで〕、フィリピン等のASEAN諸国等と5件以上〔令和10年度まで〕、インドと1件以上〔令和10年度まで〕、米国と3件以上〔令和8年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 国際会議等フォローアップのための国際共同研究事業

- G7、G20、ASEAN+3、COP会合等の議論を踏まえ、フランス、フィリピン、インドとの間で、共同研究を引き続き実施します。

### 2. 二国間国際共同研究事業

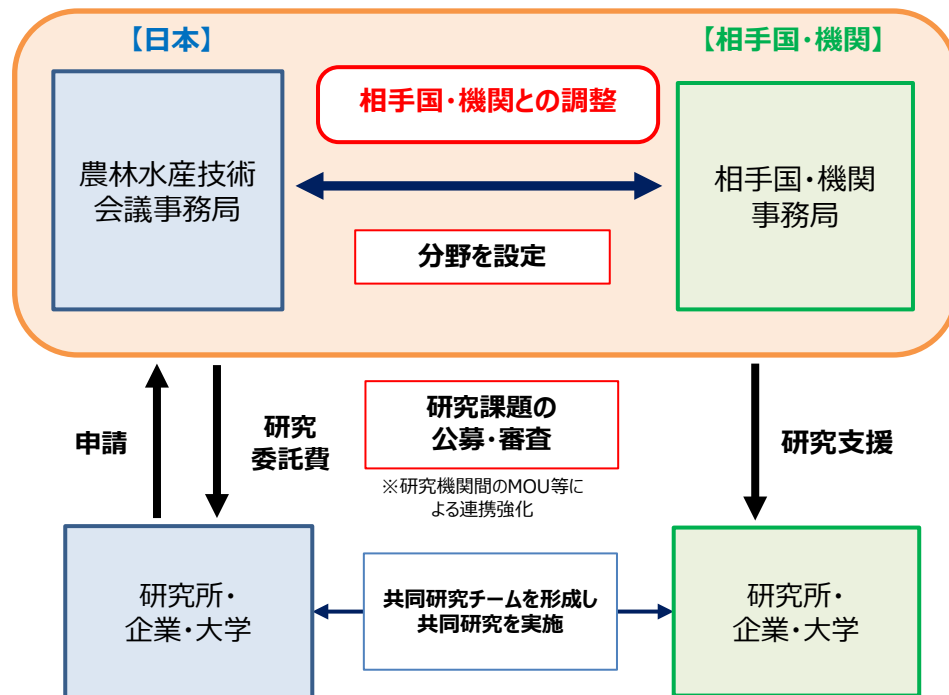
- 国家間の合意等を踏まえ、米国、EU加盟国（ドイツ等）、ASEAN諸国等との間で、共同研究を引き続き実施します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 国際共同研究事業のイメージ



# 国益に直結した国際連携の推進に要する経費 (戦略的国際共同研究推進事業)

令和8年度予算概算決定額 145百万円 (前年度 164百万円)

## <対策のポイント>

「食料・農業・農村基本計画」、「みどりの食料システム戦略」実現のため、**海外の農業研究機関が有する優れた知見や研究材料等を活用し、世界の先端技術や情報を積極的に導入することで、我が国の農林水産業の発展につながる国際共同研究を実施**します。

## <事業目標>

社会実装につながる研究成果を創出 (フランス、ドイツ等のEU加盟国と4件以上 [令和12年度まで]、ASEAN諸国と5件以上 [令和10年度まで]、インドと2件以上 [令和10年度まで]、米国と3件以上 [令和8年度まで])

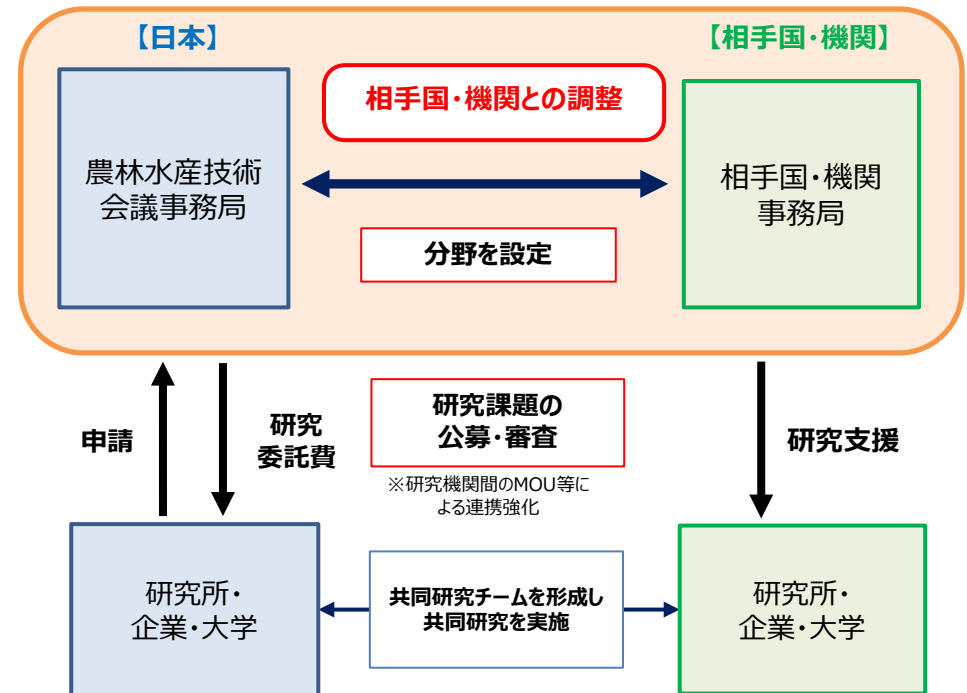
## <事業の内容>

### 二国間国際共同研究事業

G7、G20、ASEAN+3、COP会合等の議論を通じ国家間の合意等を踏まえた、**米国、EU加盟国 (フランス、ドイツ等)、ASEAN諸国 (タイ、ベトナム、フィリピン)、インド等**との間で**共同研究を実施**します。

## <事業イメージ>

### 二国間国際共同研究事業のイメージ



## <事業の流れ>



# 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和7年度予算概算決定額 250 (298) 百万円】

(令和6年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 350百万円)

(令和6年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,635百万円の内数)

## <対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

## <事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m<sup>3</sup> [令和5年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで])

## <事業の内容>

- 1. 非住宅建築物等木材利用促進事業** 33 (57) 百万円  
地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。
- 2. 木質バイオマス利用環境整備事業** 90 (108) 百万円  
利用が低位な**林地残材の活用を更に促進するための環境整備**の取組を支援するとともに、「**地域内エコシステム**」の普及に向けた取組を支援します。
- 3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 20 (21) 百万円  
CLT、構造用集成材等の**販売力強化のための協議会設立**、協議会による**海外市場のテストマーケティングの実践・分析**、関係者への普及啓発等を支援します。
- 4. 「クリーンウッド」実施支援事業** 53 (53) 百万円  
事業者による**合法性確認の取組の支援**、**専門委員会の設置**、**違法伐採関連情報等の提供**を実施します。
- 5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 28 (28) 百万円  
国産材需要の拡大に向けて、**ウッド・チェンジを促進するため**、日本の森林資源の循環利用に資する**木材利用の意義への認知向上等**、**普及啓発**を推進します。
- 6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 26 (31) 百万円  
**特用林産物の生産性向上・新商品開発**等の先進的取組や優良事例の情報提供、**輸出先国のニーズ等の情報収集**等を支援します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1～5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)  
 (6の事業) 経営課 (03-3502-8059)

# 木材等の付加価値向上・需要拡大対策

令和8年度予算概算決定額 1,495百万円（前年度 1,354百万円）

〔令和7年度補正予算額（林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部）3,314百万円〕

本事業（「木材需要の創出・輸出力強化対策」）の該当部分は赤字部分 〔令和7年度補正予算額（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策）5,564百万円の内数〕

## <対策のポイント>

非住宅分野等における国産材の需要拡大や付加価値向上、山村地域の賑わいや所得向上に向け、JAS構造材・CLT等を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、特用林産物の競争力強化、森林の様々な価値や機能の総合的な利活用により持続的かつ適正な森林管理を図る「森業」の推進等の取組を支援します。

## <事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（35百万m<sup>3</sup>〔令和6年〕→42百万m<sup>3</sup>〔令和12年まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 建築用木材供給・利用強化対策

JAS構造材・CLT等を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、木材産業の人材の確保に向けた取組を推進します。

### 2. 木材需要の創出・輸出力強化対策

木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、合法伐採木材等の流通及び利用の促進、生産性向上等による特用林産物の競争力強化に向けた取組を支援します。

### 3. 「森業」推進プロジェクト

山村地域の振興と持続的かつ適正な森林管理を図るため、森林の空間利用を始めとする「森業」を通じて森林所有者への収益還元や民間資金の導入等を進めるための実証的な取組を実施し、その結果の横展開を図るとともに、森林への理解醸成のため国民参加の緑化運動を推進します。

### ○ JAS構造材・CLT等による木造化



### ○ 合理的な木材価格の形成の促進



産地や品目を踏まえた木材の生産・流通コストや取引実態等の調査・分析

### ○ 木質バイオマスの利用環境整備



### ○ CLT等の輸出の促進



### ○ 森業を通じた森林管理手法の実証

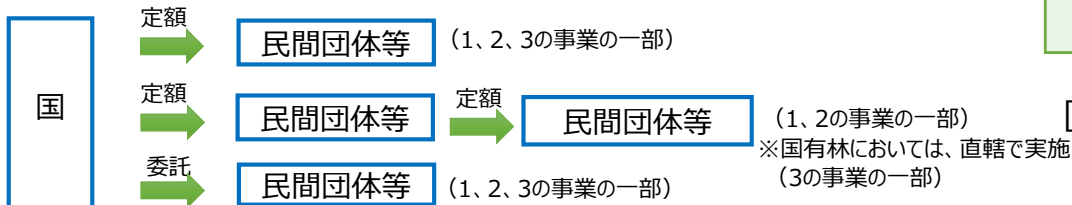


森林空間利用や森林整備の手法、森林所有者への収益還元等を記載した計画の策定支援

### ○ 国民参加の緑化運動の推進



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1の事業)	林野庁木材産業課	(03-3502-8062)
(2の事業)	木材利用課	(03-6744-2120)
(3の事業)	森林利用課	(03-3502-0048)

## <対策のポイント>

海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保にむけて、**漁港施設等活用事業の活用を促進**するため、**モデル地区における実証**や、**民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステム**などの連携の仕組みや体制づくり、**漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証実施等を支援**します。

## <事業目標>

- 当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

## <事業の内容>

### 1. 海業立ち上げ推進事業

#### ① 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、**活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマに対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援**します。

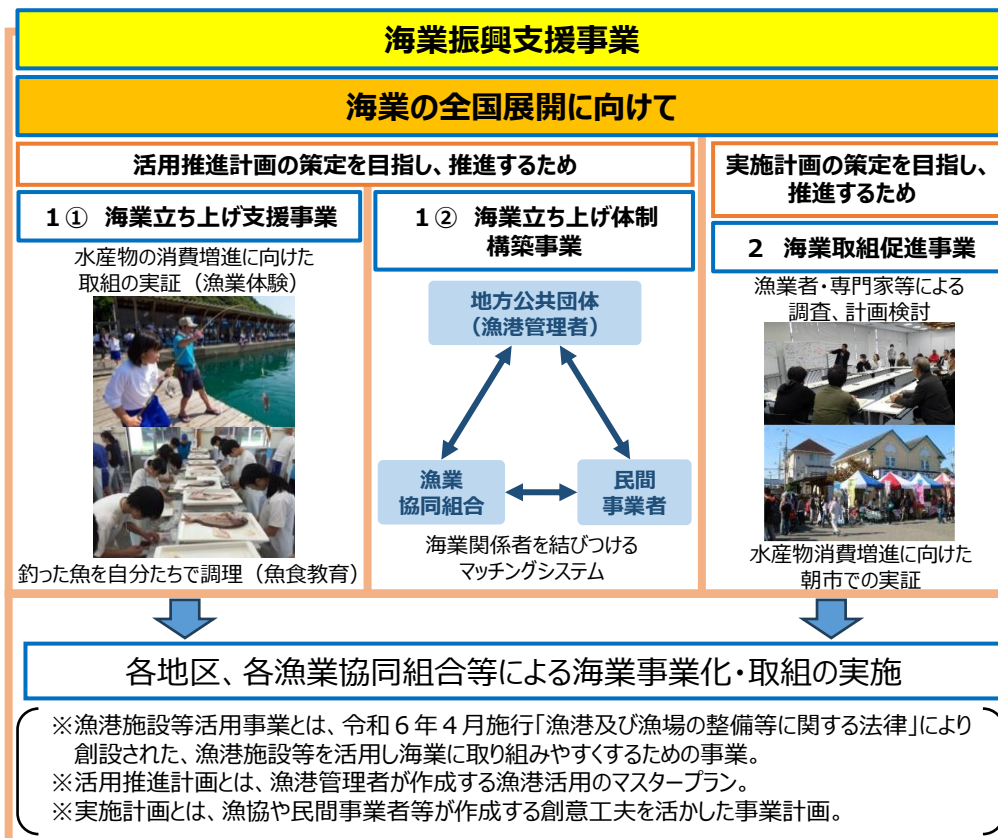
#### ② 海業立ち上げ体制構築事業

海業関係者の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進するため、**漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等**を結び付けるための**マッチングシステム**などの仕組みや体制づくり等を実施します。

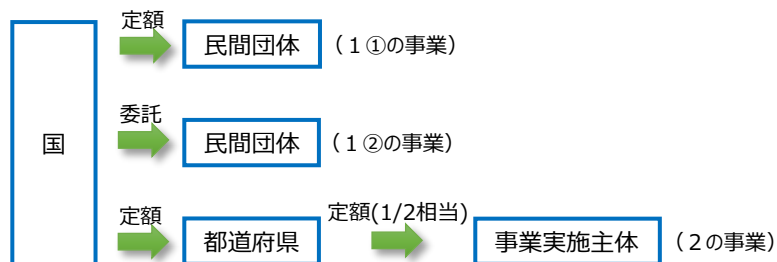
### 2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、実施計画策定を目指すため、**漁業協同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援**します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



## <対策のポイント>

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、**漁港施設等活用事業の活用を促進**するため、**民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証**、地域において海業に一步を踏み出すための**調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化**します。

## <事業目標>

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

## <事業の内容>

### 1. 海業立ち上げ推進事業

#### ① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、**民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり等を実施**します。

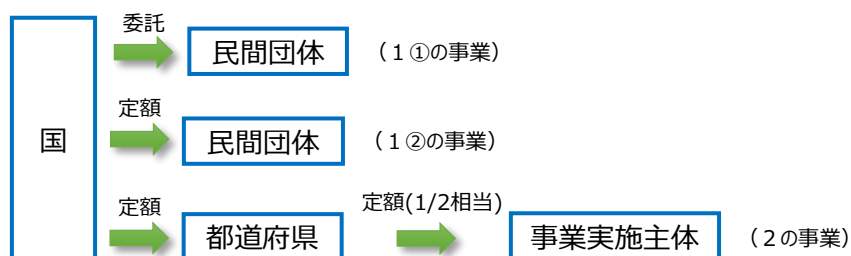
#### ② 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、**活用推進計画策定を目指すモデル地区において**、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（こども体験活動、魚について総合的に学ぶ「ぎょしょく」の拡大、インバウンド対応、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、**活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援**します。

### 2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、海業取組に係る活用推進計画策定を目指すために**必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援**します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



# 中堅外食事業者資金融通円滑化対策

【令和2年度補正予算要求額 1,100百万円】

## <対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に置かれている外食事業者の経営安定に必要な運転資金の円滑な融通を支援します。

## <政策目標>

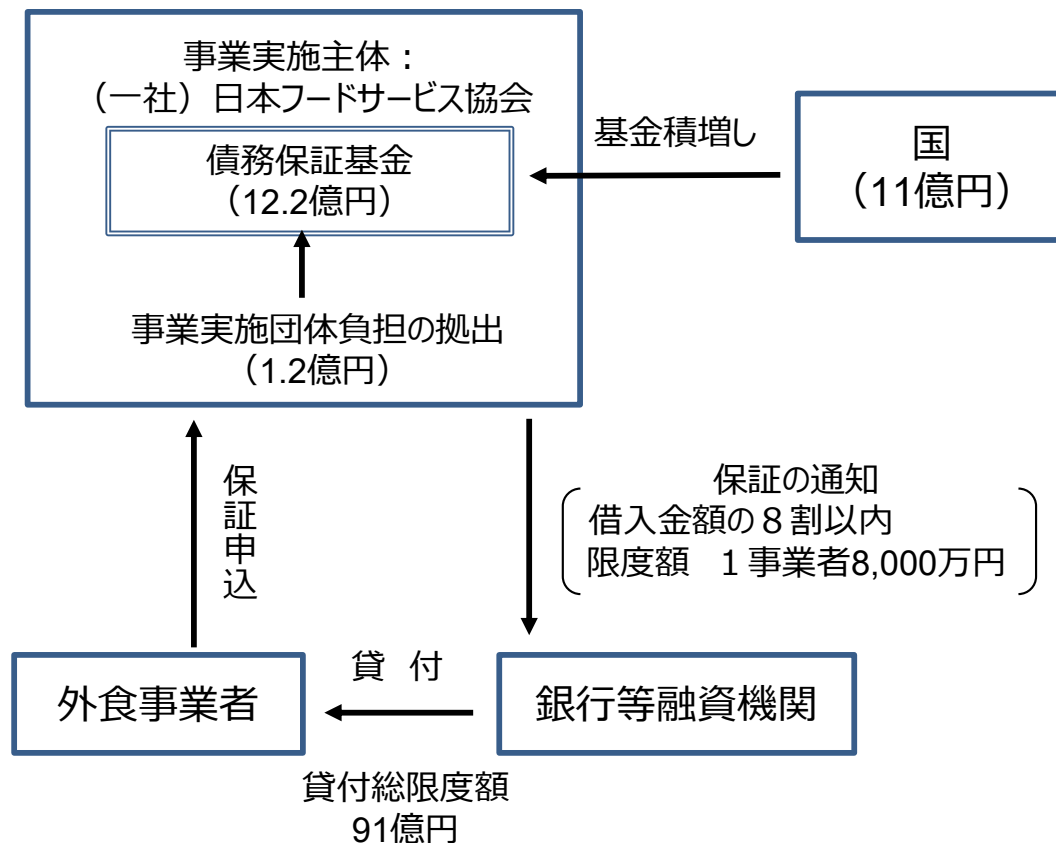
食品産業の出荷額・売上高の伸び率の維持・向上（年1.0% [令和3年度まで]）

## <事業の内容>

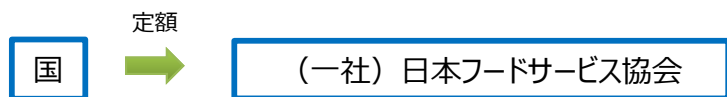
## <事業イメージ>

### 外食事業者団体の債務保証基金に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している外食事業者のうち、セーフティネット保証を受けられない中堅事業者の資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化するとともに、債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により対応します。



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 食料産業局食品製造課外食産業室 (03-6744-7177)

# 外食産業の事業継続緊急支援

本事業（「中堅外食事業者資金融通円滑化事業」）の該当箇所は赤枠部分

【令和3年度補正予算額 60,065百万円】

**<対策のポイント>**  
現在各都道府県で実施されているGo To Eat事業について、より安全・安心を確保した新たな仕組みの下、また、感染状況等を踏まえつつ、**2022年のゴールデンウィーク頃までを基本として実施期限を延長**します。また、厳しい経営環境に置かれている外食事業者の資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化する取組を支援します。

**<事業目標>**  
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた飲食業の需要喚起と経営改善

## <事業の内容>

### 1. 需要喚起事業の延長等

令和3年12月迄としていた「Go To Eatキャンペーン」の事業期限を延長します。その際、より安全・安心を確保する観点から、飲食店の第三者認証制度やワクチン接種証明等を活用していきます\*。  
(※具体的な内容は、事業実施状況等に応じて、都道府県と相談していきます。)  
あわせて、飲食店の感染防止策の強化とテイクアウト・デリバリー等の取組を支援します。

### 2. 外食事業者団体の債務保証基金に対する支援

セーフティネット保証を受けられない中堅・大手事業者の経営安定に必要な運転資金の調達が円滑に行われるよう、債務保証基金を積み増します。

#### <事業の流れ>



## <事業イメージ>

